

# 1997年から2015年までの学校司書の職務内容の変化

—文部省・文部科学省の見解及び会議報告と学校図書館現場の実態から—

高橋恵美子<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科博士課程

本研究の目的は、学校司書の職務内容が文部省の見解ないしは文部科学省会議報告においてどのように変化してきたかを明らかにし、考察することにある。時期は1997年より2015年までを扱う。学校司書は、2014年6月の学校図書館法改正ではじめて法律に明記されることになったが、現実には1950年代においても法律に記載のある司書教諭より多数存在し、学校図書館活動を担う職員として実践を蓄積していた。さらに1997年の学校図書館法改正による2003年4月の司書教諭の全国的な発令までは、学校司書が実質的に学校図書館の活動を支えていた。こうした背景の中で、文部省の見解及び文部科学省会議報告で言及される学校司書の職務内容が、学校図書館現場の実態とどう異なっていたかを明らかにし、そのうえで学校司書の職務内容の変化についての考察を試みる。

キーワード：学校司書の職務内容、司書教諭、学校図書館、文部科学省

## 目次

### 1 本研究の背景と目的

### 2 学校司書の名称

### 3 学校司書の職務内容の変化

- 3.1 1997年時の法改正時の議論から
- 3.2 1997～2005年の文部省・文部科学省の動き
- 3.3 2009年「子どもの読書サポーターズ会議」報告
- 3.4 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

### 4 学校図書館現場の意識と実態

- 4.1 当時の学校司書の実践についての書籍から 1997年時の文部省見解との相違 (1)

### 4.2 2001年鹿児島県の意識調査

1997年時の文部省見解との相違 (2)

### 4.3 2002年神奈川県高校図書館の役割分担

1997年時の文部省見解との相違 (3)

### 4.4 2008年長野県高校図書館の業務分担調査 子どもの読書サポーターズ会議役割分担との相違

## 5 考察

### 5.1 1997年法改正時の職務内容と1997～2005年の文部省・文部科学省の動き

### 5.2 2009年の子どもの読書サポーターズ会議の報告

### 5.3 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

## 6 おわりに

## 1 本研究の背景と目的

2014年6月、学校図書館法の改正により、学校司書が法律に明記されることになった。この改正は従来の学校図書館法に第六条を新設し、学校司書を「置くよう努めなければならない。」とするものだった。学校司書の前身である学校図書館事務職員は、学校図書館発足時からすでに存在していた。学校図書館法が成立したのは1953年である。1954年の文部省による調査で司書教諭231人<sup>1</sup>に対し、図書係事務職員は3,714人<sup>2</sup>（いずれも公立小中高校の数）であった。

その後、学校図書館法改正の動きは何度も起こる。どの場合も司書教諭の発令と学校司書の法制化を主な内容としていた。1992年の時点で公立小中高校の司書教諭162人<sup>3</sup>、学校司書（教員以外の学校図書館事務を担当する職員）は8,341人<sup>4</sup>であった。1997年の学校図書館法改正では、附則二項の「当分の間」を「平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては当分の間）」とし、この改正によって、全国12学級以上の学校に司書教諭が発令されることとなった。

学校司書法制化の課題は、実際にその職についている当事者にとっては切実な課題だったが、1997年の法改正では見送られることとなった。1997年以後、学校司書が現に存在するにもかかわらず、2005年（平成17年）文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」に学校司書（学校図書館担当職員）の項目が加えられるまで、学校司書に関する調査は行われていない。2005年（平成17年）調査で学校司書の項目が加わり、その後、調査のたびごとに学校司書の数が増え続ける。2012年（平成24年）には、学校司書を配置している学校数が学校総数の50%を超える状況となった。

2014年6月の学校司書を置くことを努力義務とする法改正に至るまで、文部科学省は子どもの読書サポーターズ会議（2007年7月～2008年10月）、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議（2013年8月～2014年1月）と2回の会議を開催し、学校司書の職務内容を定めてきた。

本研究ではまず第2章で学校司書の名称についての整理を行う。第3章で1997年時の法改正の論議における文部省の見解、2009年の子どもの読

書サポーターズ会議報告における学校司書の職務内容、2014年の学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議報告における学校司書の職務内容を扱う。それぞれの時期において、学校司書の職務内容がどう変化してきたかを明らかにする。

さらに学校司書の職務内容の変化を考察するには、学校図書館現場が文部省・文部科学省の示す学校司書の職務内容とどう異なっていたかを明らかに必要がある。そのため第4章は、学校図書館現場の意識と実態を示す1997年以前の学校司書の実践について書かれた書籍、2001年の鹿児島県の意識調査、2002年神奈川県高校図書館の役割分担、2008年長野県高校図書館の業務分担調査をあげ、文部省・文部科学省の示す職務内容との違いを明らかにする。そのうえで、第5章の学校司書の職務内容の変化についての考察を行う。

なお学校司書の職務内容に焦点をあてての先行研究はない。しかし、学校司書、司書教諭等の職務分担に言及した先行研究は存在する。そうした先行研究ではそれぞれ研究目的の違いがあることから、本研究では直接学校図書館現場の状況を示す資料を使用することにした。

## 2 学校司書の名称

学校司書は、学校図書館に働く教諭以外の職員の総称である。2014年6月まで法律に規定されていなかったこともあって、「学校司書」の語は、主として学校現場、学校図書館現場で使われてきた。1950年代前半の学校図書館初期には、学校図書館事務職員と呼ばれていた。

1957年、札幌で開催された第八回全国学校図書館研究大会（文部省、全国学校図書館協議会ほか3団体主催）の総会時、事務職員問題について鹿児島県の事務職員女性が窮状を訴えるということがあり<sup>5</sup>、これがきっかけとなって学校図書館で働く職員を学校司書と呼ぶことがはじまった。この呼称は、全国学校図書館協議会（以下全国SLAとする）事務局長松尾弥太郎が「学校司書に誇りと自信を」と題する一文を機関誌『学校図書館』に書いたこともあって<sup>6</sup>、学校図書館現場で定着する。『学校図書館』誌1959年1月号は「学校司書の諸問題」と題する特集を組んでいる。

これに対して、文部省（2001年より文部科学省）は、2014年6月の法改正まで「学校司書」

の語を使用することはなかった（一部例外的に使用することはあった）。文部省・文部科学省がどう呼んできたかを、大まかにまとめておく。

まずは、文部省・文部科学省による調査での呼び方である。1954年（昭和29年）文部省調査では図書係事務職員<sup>7</sup>、1981年（昭和56年）文部省「学校図書館の現状に関する調査」では学校図書館担当専任事務職員<sup>8</sup>、1992年（平成4年）文部省「学校図書館の現状に関する調査」では教員以外の学校図書館事務を担当する職員<sup>9</sup>、2005年以降の文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」では学校図書館担当職員である。事務職員、事務を担当する職員から、学校図書館担当職員へと変化していることがわかる。

調査以外では、先にあげた『学校図書館』誌1959年1月号「特集 学校司書の諸問題」で、文部省財務課長補佐佐藤三樹太郎「文部省の見解」<sup>10</sup>において「学校司書」の語が使用されている。これは塩見昇によれば「異例の先例」であるという<sup>11</sup>。特集名にあわせての使用であり、文中では「この名称が適切かどうかは別として、ここではかりにこう呼んでおくこととする」<sup>12</sup>となっている。また1997年法改正時の国会審議において、文部省政府委員が「学校司書」の語を使用しており、このことを塩見昇は「文部省が公式の場で、「学校司書」という表現をしたのは恐らくこのやりとりが最初であると思われる」<sup>13</sup>と指摘している。

2009年に公表された子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」では、「いつでも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」を実現するうえで考えられる取組例として「司書教諭、学校司書又はボランティアなど、大人が常駐する体制を確立する」<sup>14</sup>をあげた。文部科学省の会議報告で「学校司書」の語が明記されたのはこれが最初である。

これに対し、2014年3月に公表された学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」は、「学校司書」の語を使用せず、学校図書館担当職員としている。しかし、報告序文において「学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）」と表記し、この語句に注をつけ、なぜ学校司書としないかの説明をしている。以下に注の説明文を引用する。

専ら学校図書館に関する業務を担当する職員（教員やボランティアを除く）の呼称に関し、全国の各地方公共団体や学校では様々な例があり、一般には「学校司書」と称されることが多いと思われる。ただし、①任用する各地方公共団体や各学校における公称としては必ずしも「学校司書」に限らない呼称が用いられていること、②図書館法（昭和25年法律第118号）において公的資格と定められている「司書」という語句との対比で「学校司書」も公的資格であるとの誤解を招きやすいことから、本報告書の本文においては「学校図書館担当職員」という語句を用いる<sup>15</sup>。

学校図書館法に学校司書が明記されたことにより、今後は文部科学省も「学校司書」の語を使用することになるとと思われる。1960年以前から学校図書館現場で使われてきた「学校司書」の語が、かくも長きにわたって文部省・文部科学省に使われてこなかった点は、教育行政の学校図書館に対する関心の薄さや、法に記載のないまま実質的に学校図書館運営を支えていた学校司書の置かれた立場を暗示しているように思われる。本稿では、学校図書館現場での呼称に代わって、学校司書の語を使用する。

### 3 学校司書の職務内容の変化

#### 3.1 1997年時の法改正時の議論から

1997年の法改正時、国会審議の場で学校司書の職務内容が話題になっている。この法改正は、全国12学級以上の学校に2003年3月までに司書教諭を発令することを主な内容としており、学校司書については触れられていない。法案にない学校司書について複数の質問者から質問が重なった。このことについて、塩見昇は以下のように書いている。

質疑を通じてすべての質問者が言及したが、学校司書の役割と現状についての評価、司書教諭配置との関連、将来の展望等についてである。埼玉県所沢市、大阪府箕面市などにおける学校司書配置の実態も複数の質問

者から具体的に紹介され、議員自身の調査活動や各地の運動体からの働きかけの反映が明らかで、今回の法案には盛り込まれていないこの問題に最も関心が集まるといふ、一見すると奇妙な展開を示していることが印象的である<sup>16</sup>。

5月8日参議院文教委員会において、辻村哲夫政府委員（文部省初等中等教育局長）は、先に司書教諭の職務を指導的職務、技術的職務、管理的職務と説明したうえで、学校司書については指導的職務を除いた管理的職務と技術的職務であると説明した。管理的職務とは、子どもたちが学校図書館を使う場合の館内閲覧事務、館外への貸し出しの事務、司書教諭の資料内容研究とその紹介をするうえで具体的資料の作成、配布、利用の案内であること。技術的職務は、資料の発注、整備、帳簿づけ、併架、点検、購入から併架までの図書 の保管の管理、経理事務とのことである<sup>17</sup>。

政府委員の説明は、学校司書の仕事を「学校図書館の運営になくてはならない仕事」としながらも、指導的職務を除き、技術的職務、管理的職務の学校図書館の「事務」の仕事を担当するとの説明だった。指導的職務は、この時点でまだ全国的に発令されていない司書教諭が担うとの考えであったことがわかる。

文部省政府委員は司書教諭の指導的業務を次のように説明している。児童生徒に対する読書の指導、児童生徒や教師に対する諸資料の相談活動、新入生に対するオリエンテーション、生徒図書委員への指導を通して行う図書館活動の活性化、各種行事の企画立案である<sup>18</sup>。この説明によれば、この時点での学校図書館は、全国的には司書教諭不在であるので、司書教諭の職務内容とされた指導的業務は行われていないことになる。また、学校司書の職務内容は管理的職務と技術的職務の「事務」の仕事に限定されていることになる。

### 3.2 1997～2005年の文部省・文部科学省の動き

1999年、文部省は「平成11・12年度学校図書館ボランティア活用実践研究指定校事業」を開始した<sup>19</sup>。1999年発行のパンフレット「変わる学校図書館 PART3」（平成11年4月文部省初等中等

教育局）<sup>20</sup>の1ページ目の見出しは「ボランティアが活躍する学校図書館」となっている。さらに学校図書館ボランティア活動のイメージとして、学校図書館は司書教諭と学校図書館ボランティアとで運営するという学校司書不在の図がついていた<sup>21</sup>。またこのパンフレットにおいては、学校図書館の情報化への対応も大きく取り扱われ、4ページには「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」（平成10年「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」最終報告）に掲載された「学校内の体制と外部からの支援体制（イメージ図）」の図も収めている<sup>22</sup>。このイメージ図でも、学校図書館のところは司書教諭とボランティアのみ描かれ、学校司書は描かれていない。

2001年の文部科学省の刊行物『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』は、学校図書館がメディアセンターの役割を果たすことを打ち出している。この冊子の第2章「1学校図書館スタッフの役割」のページでは、ボランティアが貸出を行っている写真と読み聞かせを行っている二枚のカラー写真が配置されている<sup>23</sup>。とはいえ学校司書（事務職員）についての言及がないわけではない。学校司書（事務職員）についての言及は、本文中に「学校図書館の管理・運営は、司書教諭、図書館担当教諭及び事務職員の活動の上で成り立つ。中でも司書教諭は～」と続く文と、同ページに配置されている学校事例に「図書館の管理運営は校務分掌「図書館情報部」（教諭3名と司書1名）が当たっており、」との記載である。いずれも学校司書の扱いは小さく、司書教諭の役割を強調する本文とボランティアの活動を示す二枚のカラー写真により、結果として、学校図書館は司書教諭と学校図書館ボランティアとで運営するという印象を与えている。

1997年の国会審議において、学校司書の仕事は「学校図書館の運営になくてはならない仕事」と答弁したはずの文部省が、あたかも学校司書が学校図書館に存在しないかのように扱っている。このことは文部省のパンフレットや冊子にとどまらず、「学校図書館の現状に関する調査」においても同様だった。

「学校図書館の現状に関する調査」は、1981年、1988年、1992年に行われている<sup>24</sup>。この時期の調査では、1981年「学校図書館担当専任事

務職員」, 1988 年「学校図書館担当事務職員」, 1992 年「教員以外の学校図書館事務を担当する職員」と, 学校司書の調査が行われている。しかし, 法改正後の 2002 年調査には学校司書に関する調査項目が入っていない。2003 年, 2004 年調査でも同様である。学校司書が調査項目に入ったのは, 2005 年調査からだ。2005 年調査では公立小中高校の学校司書(学校図書館担当職員)の総数 13,556 人(常勤 5,113 人 非常勤 8,443 人)だった<sup>25</sup>。1992 年調査の総数 8,341 人と比べても大幅に増加していることがわかる。他方, 2002 年, 2003 年, 2004 年調査では, 学校司書に関しての調査はしていないが, 「ボランティア等の協力を得ている学校数の割合」は調査している。

こうした事実を見ていくと, 当時の文部省・文部科学省は, 学校図書館は 2003 年 4 月より全国的に発令される予定の司書教諭と学校図書館ボランティアによって運営する, しかもその司書教諭は教諭の充て職であるにもかかわらず, メディア専門職の役割をも担う, と考えていたことが推測できる。学校司書の存在及びそれまでの実践の蓄積は, 1999 年から 2005 年まで, 全く無視されることになる。

### 3.3 2009 年「子どもの読書サポーターズ会議」報告

2007 年 7 月, 子どもの読書サポーターズ会議第 1 回会議が開催された。座長は片山善博である。この会議は 2008 年 10 月まで行われ, 2008 年 9 月に「これからの学校図書館の活用の在り方等について(審議経過報告)」及び「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに, 未来への扉」(リーフレット), 2009 年 3 月に「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」を公表した。この会議報告において「学校司書」の語が使用されたことは先述したが, 2008 年 9 月発行のリーフレット「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに, 未来への扉」においても, 学校司書に関してそれまでとは異なる積極的な表現が使われている。以下に引用する。

学校図書館活動の充実を図る上では, 例えば

高校だけではなく, 小・中学校にも学校図書館に「学校司書」\*を配置して, 司書教諭等と連携しながら, 多様な読書活動を企画・実施したり, 図書館サービスの改善を図ったりしていくことなども有効です。

#### ※学校司書

学校図書館の諸事務に当たるいわゆる「学校司書」は, 各地方公共団体・学校の実情に応じて, その配置が進められています。高校の学校図書館には, 従来から常勤の「学校司書」を置くことが一般的になっています。

「学校司書」の職務内容の実態は各学校ごとに様々ですが, 図書の貸出・返却やレファレンス, 目録の作成等の日常業務のほかにも, 図書館資料の選択・収集や, 図書館利用のガイダンス等において, 重要な役割を担っている例が多くみられます。

<略>

専門的な知識・技能を持った「学校司書」やボランティアの力も上手く活用しながら, 学校図書館の体制を整え, 地域の実情に応じた取組を進めていくことは, 今後ますます重要となります<sup>26</sup>。

このリーフレットに対し, 後藤暢は「文科省, 公的に「学校司書」という用語を使う一新リーフレット発行」の一文を書いている<sup>27</sup>。

2009 年 3 月の「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」の別紙 2「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例〔改訂〕」は, 司書教諭と学校司書, ボランティアの職務内容を示す図となっている<sup>28</sup>。本稿では学校司書の職務内容を扱うため, この図からボランティアを除いて, 司書教諭と学校司書の職務内容がどのように示されたか, 表 1 にまとめた。

表 1 では, 司書教諭単独の職務として「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「児童生徒図書委員会の指導」「読書指導計画の立案」「情報活用力に関する児童生徒への指導」の 5 項目があげられている。また司書教諭・学校司書の両者が担当する職務では, 「図書館活動の点検・評価」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」「読書指導に関する教員への助言・研修」「学校図書館の活用を活用した指導に関する教員への助言・研修」の 4 項目は, 司書教諭の方が担当する割合が高い図となっている。

	司書教諭	司書教諭・学校司書の両者	学校司書
図書館経営	図書館経営の目標・計画の立案 図書館年間計画のとりまとめ	図書館活動の点検・評価  広報・渉外活動 図書資料の選定・収集 廃棄決定	庶務・会計※3 施設設備・備品の維持管理
※1	児童生徒図書委員会の指導		図書資料の受入, 装備, 保存整理, 修繕
図書館奉仕		図書資料の分類 図書館利用指導・ガイダンス 教員向け情報提供・教材等準備への協力 図書資料のレファレンス・サービス	図書資料の目録・索引の作成 図書資料等の展示 展示・飾付け  館内閲覧・館外貸出の窓口業務
※2	読書指導計画の立案	読書相談	
読書指導		図書(読み物)の紹介・案内 読書指導に関する教員への助言・研修 読書活動の企画・実施	
教科等指導	情報活用力に関する児童生徒への指導	学校図書館の活用を活用した指導に関する教員への助言・研修	

表1：子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2の図より（筆者作成）

※1は図書館経営，図書館奉仕両方に，※2は図書館奉仕，読書指導両方にかかる。

※3この項目の位置は別紙2の図の表示に合わせている。

各種計画立案に関する3項目については，次にふれる「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」の2回目（2013年8月27日）に話題になっている。学校司書の委員加藤容子（中学校），門脇久美子（小学校），真鍋雅子（小学校・中学校），吉田小百合（中学校），米澤久美子（高校）の5人が，それぞれの報告の後，7項目にわたる質問に答えるという場面があり，その質問の中に図書館利用年間計画など基盤となる計画はどのように，誰が中心になってつくっているかの質問があった。加藤容子は学校司書が中心になって作成し，職員会議も学校司書が提案している，と述べている。門脇久美子は，市が作成した指導体系表をもとに学年部，司書教諭，学校司書で作成する，真鍋雅子は図書主任の先生，吉田小百合は司書教諭が作成するが，提案は学校司書が行う，米澤久美子は学校司書が

作成し，担当分掌・司書教諭に確認を取って，企画調整会議・職員会議にかけるとの回答だった。5人の委員のうち，2人は学校司書が作成していると回答している<sup>29</sup>。

各種計画立案に関する3項目について，4年後2013年の会議の席上で，司書教諭単独の職務でないことが学校司書から明確に語られている。司書教諭単独の職務として整理された5項目及び司書教諭・学校司書の両者が担当する職務のうち司書教諭が担当する割合が高い4項目が，はたして学校図書館現場の実態と符合しているかが，課題となる。

### 3.4 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

2012年7月学校司書法制化推進を伝える新聞報道の後、学校司書法制化の動きがにわかに活発になった。2013年6月には改正法律案骨子案が公表され、2013年8月9日文科科学省は「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」の第1回会議を開催した。座長は堀川照代である。この会議は2014年1月第7回会議をもって終了、3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」を公表した。この会議は学校図書館担当職員（学校司書）のあり方を検討するもので、司書教諭は対象となっていない。報告は、学校図書館担当職員（学校司書）の職務等に関しての明示という構

成である。

学校図書館担当職員（学校司書）の職務は、①「間接的支援」に関する職務、②「直接的支援」に関する職務、③「教育指導への支援」に関する職務と分けられ、それぞれに具体的職務が示された。報告における【学校図書館担当職員の職務（イメージ図）】<sup>30</sup>及び【学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準】<sup>31</sup>を合わせて作成したのが表2である。なお具体的職務にはさらに個別の仕事の例示があるが、それは除いている。

この報告において、学校司書の職務に「教育指導への支援」に関する職務が入ったことは、大きな特徴となっている。③「教育指導への支援」に関する職務の「教科等の指導に関する支援」「学校

①「間接的支援」に関する職務	図書館資料の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館資料の選定・収集・廃棄</li> <li>・ 図書館資料の発注、受入、分類、登録、配架、保存、補修、廃棄</li> <li>・ 図書館資料の展示</li> <li>・ 学級文庫等における資料管理</li> </ul>
	施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設案内・利用案内・書架案内の設置</li> <li>・ 施設整備、保守・点検</li> <li>・ 情報機器の整備・管理</li> </ul>
	学校図書館の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の学校図書館や公共図書館等との連携、学校図書館担当職員間の協力</li> <li>・ 広報・渉外活動</li> <li>・ 学校図書館の運営に関する業務</li> <li>・ 予算編成・執行業務</li> <li>・ 利用実態調査、集計・評価</li> </ul>
②「直接的支援」に関する職務	館内閲覧・館外貸出	・ 利用案内、図書館資料の提供
	ガイダンス	・ 学校図書館利用の指導・ガイダンス（オリエンテーション等）
	情報サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レファレンスサービス・調べもの相談、フロアワーク</li> <li>・ 情報検索、情報の収集・記録・編集のアドバイス</li> </ul>
③「教育指導への支援」に関する職務	読書推進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 読書推進活動の企画・実施</li> <li>・ 児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った図書館資料の案内・紹介</li> </ul>
	教科等の指導に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業のねらいに沿った図書館資料の紹介・準備・提供</li> <li>・ 学校図書館を活用した授業を行う司書教諭や教員との打合せ</li> <li>・ 学校図書館を活用した授業への参加</li> <li>・ 学校図書館の活用事例に関する教員への情報提供</li> <li>・ 学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化・展示</li> </ul>
	特別指導の指導に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会活動・読書クラブ等に対する支援</li> <li>・ 文化祭や修学旅行等、学校行事に関わる資料の掲示・提供</li> </ul>
	情報活用能力の育成に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料の検索方法やデータベースの利用方法についての指導に関する支援</li> <li>・ 調べ学習に関する支援</li> </ul>

表2：2014年「学校図書館担当職員の～会議」報告による学校図書館担当職員の職務（筆者作成）

図書館を活用した授業への参加」には例示として次の文がある。

- ◇辞書の引き方、目次・索引の利用法、日本十進分類法 (NDC) 等の図書館資料の活用の仕方についての説明
- ◇ティーム・ティーチングの一員として児童生徒に指導的に関わる学習の支援<sup>32</sup>

「指導的に関わる学習の支援」とまわりくどい表現ではあるが、2009年子どもの読書サポーターズ会議報告で司書教諭単独の職務として整理された「情報活用力に関する児童生徒への指導」と重なる内容である。

また、子どもの読書サポーターズ会議報告の職務内容との比較では、司書教諭単独の職務とされていた各種計画のとりまとめと立案に関して、①「間接的支援」に関する職務の「学校図書館の運営」「学校図書館の運営に関する業務」に例示として「◇学校図書館に関する計画等の作成」があり<sup>33</sup>、8月27日の第2回会議時のやりとりが反映されている。児童生徒図書委員会指導についても、③「教育指導への支援」に関する職務の「特別活動の指導に関する支援」「委員会活動・読書クラブ等に対する支援」に「◇図書委員会等の委員会活動が円滑に行えるような支援 ◇児童生徒の自主的な活動に関する支援」の例示がつけられ<sup>34</sup>、これも学校司書の職務として整理された。

さらに情報活用力に関する児童生徒への指導についても、③「教育指導への支援」に関する職務の「情報活用能力の育成に関する支援」として「資料の検索方法やデータベースの利用方法についての指導に関する支援」「調べ学習に関する支援」の二つの項目があげられている<sup>35</sup>。学校司書は教諭ではないので決して指導という言葉は使わないが、「指導に関する支援」「学習に関する支援」として学校司書の職務に含まれることになった。その結果、2009年会議報告で司書教諭単独の職務と整理された職務のいずれも、学校司書の職務内容に入ったことになる。

## 4 学校図書館現場の意識と実態

### 4.1 当時の学校司書の実践についての書籍から 1997年時の文部省見解との相違 (1)

1997年法改正時の国会審議の場で、学校司書の職務内容は、指導的職務を除いた技術的職務、管理的職務の「事務」の仕事であること、指導的職務はこの時点でまだ全国的に発令されていない司書教諭が行うという説明だった。それでは学校図書館現場ではどうだったか。

1997年までに、学校司書の実践について書かれ、出版された書籍に以下の五点がある。『教育としての学校図書館』(1983)<sup>36</sup>、『学校司書の教育実践』(1988)<sup>37</sup>、『図書館よ、ひらけ！ 授業いきいき学校図書館』(1990)<sup>38</sup>、『こんなにイキイキ学校図書館—学校司書の教育活動』(1993)<sup>39</sup>、『本があつて人がいて—岡山市・学校司書全校配置への道』(1994)<sup>40</sup>。この五点の書籍は、塩見昇著『学校図書館職員論』(2000)に「参考までに、この種の学校図書館の仕事、実際についての当事者自身による記録、レポートの主要なものを、図書(分担執筆を含む)について以下に掲げる。」<sup>41</sup>として紹介された十点の書籍から1998年以後の出版物三点及び司書教諭の実践について書かれた二点を除いたものである。これらの本に書かれている学校司書の実践活動は、文部省府委員の説明と異なり、学校図書館の「事務」の仕事を担当するという内容にはなっていない。

『教育としての学校図書館』では「化学の授業に協力して」「ブック・トークにとりくんで」の二つの実践レポートが紹介され、前者は化学の調べ学習に際して高校の学校司書が行った百科事典の使い方を中心とする利用指導(1時間)、後者は子どもたちの前でいうブック・トークについての中学校司書のレポートである。『学校司書の教育実践』の場合は、教科学習と学校図書館の連携を実現するうえでの学校司書のさまざまな工夫(リストの作成、図書購入システムの手直し、レポートの書き方についてのプリントの作成など)を内容としている。『図書館よ、ひらけ！ 授業いきいき学校図書館』は、さまざまな教科での学校図書館活用事例集となっており、事例には調べ学習の際の学校司書によるガイダンス(利用指導)2例がある。『こんなにイキイキ学校図書館—学校司書の教育活動』は学校司書の実践活動19例を内容として、教科学習、読書活動、学校行事・読書行事、生徒図書委員会活動などで学校司書がどのような活動を行ったかが示されている。『本があつて人がいて—岡山市・学校司書全校配置への道』は、実践の紹介として平和教育に関連して



のとりにくみ、ブックトーク、子どもたちに人気の本などをとりあげている。

学校司書は利用指導、ブックトークを行い、調べ学習におけるガイダンス、読書活動、学校行事・読書行事、生徒図書委員会活動などとさまざまな実践活動を行っている。これらは指導的職務に入る活動である。1997年時の文部省の説明は、学校図書館現場の実際と大きく異なっていた。

## 4.2 2001年鹿児島県の意識調査 1997年時の文部省見解との相違(2)

1997年時の国会審議で、学校司書の職務内容は、指導的職務を除いた技術的職務、管理的職務であり、指導的職務は司書教諭が行うと説明された。その文部省の説明が学校図書館現場の意識と異なることを示す資料として、2001年鹿児島県の意識調査をとりあげる。

2003年4月の司書教諭の全国的な発令を前に、種村エイ子は鹿児島県内の12学級以上の公立小学校・中学校、公立・私立高校、県立養護学校の図書館担当教諭と学校司書及び鹿児島大学司書教諭講習受講生、鹿児島国際大学司書講習受講生、鹿児島国際大学司書教諭課程受講生を対象に、学校図書館の職務についての意識調査を行った<sup>42</sup>。学校図書館の職務、A.指導的・奉仕的職務10項目、B.管理的職務7項目、C.技術的職務8項目のそれぞれについて、a.司書教諭の職務、b.どちらかという司書教諭の職務、c.両者が協力してやる職務、d.どちらかという学校司書(補)の職務、e.学校司書(補)の職務のいずれだと思ふか

を問う調査である。A.指導的・奉仕的職務10項目、B.管理的職務7項目、C.技術的職務8項目については、文部省法規研究会「司書教諭の職務の例」<sup>43</sup>を参考に、独自に項目作成を行っている<sup>44</sup>。調査の有効回答数は、小学校・中学校・高校・中高一貫校・養護学校の教師計124名、小学校・中学校・高校・中高一貫校・養護学校の司書計113名である<sup>45</sup>。

冒頭、種村エイ子は1997年の法改正に言及し「2003年を間近にして、司書と司書教諭の関係や役割分担について、十分な検討がなされているわけではない」として、次のように書いている。

殊に文部科学省の刊行物<sup>46</sup>や図書館情報学会<sup>47</sup>などの発表では、司書の存在を無視し、司書教諭のあり方のみを議論したものが目立つ。司書と司書教諭の関係や職務分担にふれたのは、わずかに日本図書館協会学校図書館問題プロジェクトチームが発表した「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて；司書教諭と学校司書の関係・共同(ママ)を考える」と、このプロジェクトの中心メンバーであった塩見昇氏の『学校図書館職員論』のみであった<sup>48</sup>。

鹿児島県は、学校司書の配置率が小学校45.2%、中学校53.8%、公立高校100%ということである(2000年調査)<sup>49</sup>。この数字は、2002年全国学校図書館協議会「学校図書館調査(全国悉皆)調査」による全国の配置率、小学校24.9%、中学校27.2%、高校78.0%<sup>50</sup>と比較しても高い数値である。学校司書のいる学校図書館の姿が教諭にある

	全体	教師	司書
① 児童・生徒・教師へ貸出	e(47.0)	e(44.3)	e(64.6)
② 児童・生徒・教師へのレファレンス	c(56.8)	c(59.7)	c(53.1)
③ オリエンテーションなど利用指導	c(45.3)	c(46.8)	c(47.8)
④ 読み聞かせ・ブックトークなど	c(59.6)	c(65.3)	c(66.4)
⑤ 図書館だより	c(43.3)	c(43.5)	c(38.0)
⑥ 図書の時間・朝の読書	b(32.0)	c(36.3)	a(35.4)
⑦ 教材準備協力など	c(47.1)	c(43.5)	c(56.6)
⑧ 図書委員会指導	c(60.2)	c(63.7)	c(68.1)
⑨ 読書行事	c(59.9)	c(62.9)	c(61.1)
⑩ 電子メディア利用指導	c(54.1)	c(58.1)	c(53.1)

表3-1：A.指導的・奉仕的職務の回答(種村が作成した三つの表から筆者が作成)

a.司書教諭の職務 b.どちらかという司書教諭の職務 c.両者が協力してやる職務 e.学校司書(補)の職務 ( )内の数値は回答割合(%)

程度浸透している県での意識調査である点に特徴がある。また、2001年の調査であり、2003年の全国的な司書教諭発令以前の調査でもある。従ってこの時点では、調査対象に司書教諭は存在していない。

種村は調査の集計にあたって、全体の集計結果、教師（図書館担当教諭）の集計結果、司書の集計結果と3通りの集計結果を出し、考察を行っている。教師（図書館担当教諭）は司書教諭資格を取得している場合、2003年4月以降の司書教諭になる可能性が高い。教師については教師（図書館担当教諭）がどのような職務を司書教諭の職務と考えているかの調査になる。種村のまとめた3通りの集計結果三つの表からもっともパーセンテージの高い割合の回答（a,b,c,d,e）を示す表を以下に作成した。

表3-1はA.指導的・奉仕的職務の表である。「①児童生徒・教師への貸出」（表3-1では「①貸出」とした）については文部省法規研究会「司書教諭の職務の例」には入っておらず、種村が独自に作成した項目である。貸出の際に行われる児童生徒とのやりとりに指導的・奉仕的側面を認めてのことと思われる。

A.指導的・奉仕的職務は、1997年の国会審議の際に、文部省の答弁で学校司書の職務内容から除かれた職務内容である。全体として一致した回答結果となっている。「①貸出」は「e.学校司書（補）の職務」であり、その他の職務は「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」を除いて、すべて「c.両者が協力してやる職務」となっている。

「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」に関しては、教師は「c.両者が協力してやる職務」となっているのに対し、司書の回答は「a.司書教諭の

職務」となっていてこの表では回答が異なる。種村が作成した教師・司書を合わせた全体の集計結果の表では「a.司書教諭の職務」が27.6%、「b.どちらかという司書教諭の職務」が32.0%となっており、①から⑩の項目中、「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」は司書教諭が担う職務との回答がもっとも多い。

この結果を受けて、種村は司書教諭の職務のなかでも比較的ウェイトが大きいと考えられる「⑦教材準備協力・ブックリストの作成」「⑧図書委員会指導」が「c.両者が協力してやる職務」となったこと、この回答が多数を占めたことを意外だったとして次のように書いている。

原因として考えられるのは、司書教諭不在のなかで、この二つの職務はこれまで司書が全面的に引き受けてきており、しかも当面充て職で配置される司書教諭には、司書教諭の職務に避ける（ママ）時間がどれほどになるか分かっていないこともあったからであろう<sup>51</sup>。

表3-2のB.管理的職務は、全体として「c.両者が協力してやる職務」が多数を占めている。しかし、表3-1の「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」の項目のように、もっともパーセンテージの高い回答の割合が40%未満となっている例が多く、こうした項目では司書教諭、学校司書のどちらに回答が多いかを見る必要がある。

「④校長・校内組織との連絡調整」の結果が教師・司書を合わせた「全体」では「c.両者が協力してやる職務」になっている。この点について種村は意外だったとしている。この④の職務に関し

	全体	教師	司書
① 図書館運営計画	c(87.2)	c(55.6)	c(54.0)
② 予算案編成・支出	c(41.9)	c(37.7)	c(53.1)
③ 図書館内備品整備	c(36.0)	d(37.9)	c, e(ともに33.6)
④ 校長・校内組織との連絡調整	c(35.5)	c(35.5)	a(39.8)
⑤ 公共図書館との連絡調整	d(32.3)	d(39.5)	c(36.3)
⑥ 各種統計作成報告	c(35.7)	d(37.1)	c(37.2)
⑦ 親子読書会ボランティアとの連絡調整	c(50.2)	c(52.4)	c(43.4)

表3-2：B.管理的職務の回答（種村が作成した三つの表から筆者が作成）

a.司書教諭の職務 c.両者が協力してやる職務 d.どちらかという学校司書（補）の職務 e.学校司書（補）の職務 ()内の数値は回答割合(%)

ては、「a.司書教諭の職務」との回答が圧倒的に多いだろうと推測していたからである<sup>52</sup>。続けて種村は次のような記載を加えている。

しかし、④の職務を「a.司書教諭の職務」、「b.どちらかというと司書教諭の職務」と答えたのを合計すると、はるかに「c.両者が協力してやる職務」よりも多い<sup>53</sup>。

この記述は、種村が作成した教師・司書を合わせた全体の集計結果の表が以下のようになっていることによる。

④校長・校内組織との連絡調整

- a.司書教諭の職務 29.7%
- b.どちらかというと司書教諭の職務 26.2%
- c.両者が協力してやる職務 35.5%

「a.司書教諭～」 「b.どちらかというと司書教諭～」を合計すると55.9%になり、「c.両者が協力してやる職務」の35.5%を越えている。また学校司書の側がより多く「a.司書教諭の職務」39.8%となっているのに対して、2年後司書教諭となる可能性のある教師の側は「a.司書教諭の職務」25.8%と割合が低い。

B.管理的職務の最後に、種村は「④校長・校内組織との連絡調整」と「⑦親子読書会ボランティアとの連絡調整」を「a.司書教諭の職務」としたのが司書の回答の方に多いことをあげ、「司書は、このふたつの職務の遂行を新しく配置される司書教諭に強く期待しているのであろう。」と記述している<sup>54</sup>。

なお表3-2の「全体」の項目で40%未満の回答となっている「③図書館内備品整備」「⑤公共図

書館との連絡調整」「⑥各種統計作成報告」に関して、種村が作成した全体の集計結果を以下にあげる。

③図書館内備品整備

- c.両者が協力してやる職務 36.0%
- d.どちらかという和学校司書（補）の職務 31.4%
- e.学校司書（補）の職務 24.4%

⑤公共図書館との連絡調整

- c.両者が協力してやる職務 31.7%
- d.どちらかという和学校司書（補）の職務 32.3%
- e.学校司書（補）の職務 14.8%

⑥各種統計作成報告

- c.両者が協力してやる職務 35.7%
- d.どちらかという和学校司書（補）の職務 27.9%
- e.学校司書（補）の職務 21.8%

③、⑤、⑥の項目は、学校司書の仕事との回答が多い。

表3-3のC.技術的職務では、教師と司書とで若干の意識の違いはあるが、「②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架」「③新着図書案内」は学校司書（補）の職務、それ以外は「c.両者が協力してやる職務」であるといえる。

種村は、考察において「a+b」「c」「d+e」の表を作成し、「a+bどちらかというと司書教諭の職務」の回答が多いのは「A-⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」「B-④校長・校内組織との連絡調整」（回答数の多い順）であったこと、「d+eどちらかというと司書の職務」の回答が多いのは「C-②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架」「A-①児童・生徒・教師へ貸出」「C-③新着

	全体	教師	司書
① 図書資料選択発注	c(63.7)	c(65.3)	c(71.7)
② 図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架	e(44.5)	d(41.1)	e(68.1)
③ 新着図書案内	d(33.7)	d(41.1)	e(54.0)
④ テーマ図書資料の展示	c(47.7)	c(46.0)	c(46.0)
⑤ サイン掲示レイアウト	c(47.1)	c(41.1)	c(44.2)
⑥ クリッピングなど独自資料作成	c(47.7)	c(41.9)	c(52.2)
⑦ 図書資料の廃棄	c(45.0)	c(42.7)	e(40.7)
⑧ 視聴覚資料・電子メディア	c(56.4)	c(60.5)	c(56.6)

表3-3：C.技術的職務の回答（種村が作成した三つの表から筆者が作成）

- c.両者が協力してやる職務 d.どちらかという和学校司書（補）の職務 e.学校司書（補）の職務
- ()内の数値は回答割合（%）

図書案内」「B-③図書館内備品整備」「A-⑤図書館だより」(回答数の多い順)と書いている<sup>55</sup>。

この鹿児島県の意識調査は、先に書いたように学校司書のいる学校図書館の姿が教諭にある程度浸透している県での意識調査で、また2003年の全国的な司書教諭発令以前の2001年の調査である。この調査では、種村の考察とあわせてみると、A.指導的・奉仕的職務において「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」が司書教諭の職務、「①児童・生徒・教師へ貸出」「⑤図書館だより」が学校司書(補)の職務、残りが「c.両者が協力してやる職務」となる。またB.管理的職務では「④校長・校内組織との連絡調整」が司書教諭の職務、「③図書館内備品整備」が学校司書(補)の職務、残りが「c.両者が協力してやる職務」である。C.技術的職務では、司書教諭の職務はなく、「②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架」「③新着図書案内」が学校司書(補)の職務、残りが「c.両者が協力してやる職務」である。

1997年国会審議時の文部省答弁では、学校図書館の指導的職務は司書教諭が担当することだった。しかしこの調査では、A.指導的・奉仕的職務において司書教諭に期待されているのは「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」のみであり、職務のほとんどが「c.両者が協力してやる職務」となっている。文部省見解が学校図書館現場の意識とかけ離れていることがわかる。種村が「⑦教材準備協力・ブックリストの作成」「⑧図書委員会指導」の項目について「司書教諭不在のなかで、この二つの職務はこれまで司書が全面的に引き受けてきており、」<sup>56</sup>と書いているように、実態として指導的職務のかなりの部分を学校司書が担っていたことについても、文部省答弁は触れていない。またこの文章の後半で種村は、司書教諭が充て職であることも指摘している。

司書教諭が充て職であるとは、司書教諭は学校図書館法第五条第2項の規定「前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭は除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもって充てる。」により、主幹教諭等でなければならないこととなっていることである。主幹教諭等の教諭が、通常の教諭の仕事の上に司書教諭の仕事をするという規定である。この規定の存在によって、司書教諭は図書館の仕事だけを専任で行うことはできない。この点からも、司書教諭が学校図書

館の指導的職務を担うことは難しい。

結果、鹿児島県の意識調査は、文部省の説明と異なり、指導的職務のほとんどは両者が協力して行う職務であり、司書教諭が行う職務であるとはいえないことを示している。

#### 4.3 2002年神奈川県高校図書館の役割分担 1997年時の文部省見解との相違(3)

1997年時、国会審議における文部省の学校司書の職務内容に関する見解が、学校図書館現場のそれと異なることを説明する資料として、次に2002年神奈川県高校図書館の役割分担をとりあげる。

2003年4月の全国的な司書教諭発令を前に、各県教育委員会は教諭の司書教諭資格取得者を増やす司書教諭講習にとりくむ必要があった。神奈川県高等学校教職員組合は、県からの講習を計画的に行いたいとの申し入れを受け、2000年2月司書教諭講習に関する交渉を持つことになった<sup>57</sup>。神奈川県高等学校教職員組合(以下神高教とする)学校司書専門委員会からは学校司書の委員5名が同席した。その席で、県から司書教諭発令後の仕事分担イメージ案が素案として提案された。その内容は、次のようなものであったと報告されている。

その内容は、文部省の唱える「司書教諭」の職務を中心としたものであった。但し、学校司書は事務的な部分を担うという形ではなく、本県の実情を踏まえ、学校司書を中心とした図書館運営という本県独自の事情を加味した役割分担となっている。学校司書の役割は現在と変化なしとし、司書教諭の役割は、図書館を活用する上での、教員との連絡調整や、授業展開などの部分で、主に教員へアドバイスするなどの役割とした<sup>58</sup>。

ここで言及されている本県独自の事情とは、県立高校の学校司書配置率が100%であること、1990年に『図書館よ、ひらけ! 授業いきいき学校図書館』を発行していることなどがあげられる。

さらに翌3月、神高教執行部と教諭の現場代表とで、教諭から見た問題点に関する交渉を行った。この内容は以下のようであった。

組合教員側からは業務分担という発想が現場に馴染まないこと、現実として学校図書館運営を担っている学校司書が移行することが一

番自然である、などの意見が出されました。現行法上であっても、県独自の工夫をする余地がないか、検討を求めて交渉を終了しまし

		学 校 司 書	司 書 教 諭	分 掌 担 当 教 員	教科、学級 担当教員
従 来 か ら の 機 能	図書館の管理 (図書館資料の選定, 収集, 整理, 分類排列等)	◎	△	○	
	(蔵書点検, 廃棄等)	◎	△	○	
	(目録の作成)	◎			
	(施設の整備)	◎	△	◎	
	(予算案の作成と執行)	◎	△	◎	
	図書貸出・返却	◎		○	
	生徒への利用案内 (オリエンテーション)	◎	○	○	
	生徒の読書活動への対応 (場の提供)	◎	△	○	
	(新着図書情報の紹介)	◎	△		
	(読書会等の開催)	◎	△	◎	
レファレンス, 情報提供 (生徒へのレファレンス, 情報提供)	◎				
(教員へのレファレンス, 情報提供)	◎	○			
図書, 視聴覚委員会 (分掌) への参加	◎	◎	◎		
生徒図書委員会への参加, 助言	◎	△	◎		
生徒の学習室としての利用管理	◎		○		

◎ : 分掌あるいは業務としての仕事    ○ : 相談・支援, 方向性検討  
△ : 必要があれば相談に応じる

		学 校 司 書	司 書 教 諭	分 掌 担 当 教 員	教科、学級 担当教員
新 規 お よ び 充 実 す る 機 能	図書館機能充実の方向性企画・校内調整	◎	◎	○	
	学習情報機能の強化 各教科・科目, 「総合的な学習の時間」, 特別活動での積極的な活用				
	(活用に向けての働きかけ, 校内調整)	◎	◎		
	(授業等における活用実践)	○	△		◎
	(生徒個々の課題解決への支援)	○			◎
	(情報リテラシー教育の実践)	○	○		◎
	図書館の情報化 (コンピュータや情報通信ネットワークの整備)	○	○	○	
	(インターネットによる情報検索)	◎	△		
	(データベース化による蔵書検索)	◎	△		
	地域との連携強化 地域への図書館開放 (貸し出し, ボランティア活用等)	◎	○	○	
他校の学校図書館との連携・ネットワーク化	◎	○	○		
地域の図書館との連携・ネットワーク化	◎	○	○		

◎ : 分掌あるいは業務としての仕事    ○ : 相談・支援, 方向性検討  
△ : 必要があれば相談に応じる

表5: これからの学校図書館のあり方 (最終版) 2002.3.29 (もとの表から「根拠 (国の動き)」「県の動き」の欄を除いて筆者が作成)

た<sup>59</sup>。

「学校司書が移行する」とは、当時の、そして現在においても、神高教学校司書専門委員会の活動方針が「学校司書を専任司書教諭（教育職2級）とする県独自の制度を確立する、専任司書教諭の実現をめざす。」<sup>60</sup>となっていることによる。学校司書が移行して専任司書教諭になるという考えは、日本教職員組合（以下日教組とする）の方針でもあり、神高教組織の方針でもあった<sup>61</sup>。

この2月、3月の県との交渉の場で、県が作成した司書教諭発令後の仕事分担イメージ案が示されたこともあって、学校司書専門委員会は、3月に学校司書と司書教諭の役割分担プロジェクトの立ち上げを決定した。同プロジェクトによりまとめられた学校司書専門委員会原案「司書と充て司書教諭の役割分担（案）」と、県による試案「これからの学校図書館のあり方（案）」は、5月の学校司書専門委員会総会で議論された<sup>62</sup>。その後、さらにプロジェクトによる検討を経て、7月、11月、県との交渉を重ね、2002年3月「これからの学校図書館のあり方（最終版）」として最終的に合意した<sup>63</sup>。この交渉のポイントは、①司書教諭は「充て職」であること（専任が定数として配置されない）、②学校司書の専任専門職としての日常の業務を押さえること、であった<sup>64</sup>。さらに司書教諭発令前の2003年1月には、司書教諭発令に際して①司書教諭の分掌は学校図書館に関連する分掌に必ずしも位置づける必要はない、②各校で行われる分掌委嘱の方式を尊重する、の点が確認されたと報じている<sup>65</sup>。なお分掌とは、学校内における業務の分担をさし、正式には校務分掌という。分掌を決定するルールは、学校ごとに教員の負担が平均化するよう定められている。

神奈川県の場合、学校司書が移行してなる専任司書教諭制度案を方針としていることもあり、学校図書館の職務のほとんどは学校司書が担っていると認識されていた。この役割分担は、学校司書の現状を変えることなく、司書教諭講習及び発令がスムーズに行われることを目的としてまとめられた。その意味で4.2の鹿児島県の意識調査と意味合いが異なる資料である。とはいえ、この資料は、日教組加盟の教職員組合組織における学校図書館現場の考え方を伝えるものということができる。加えて、日教組専任司書教諭制度案は、日教組高校部を中心にまとめられ、提唱されてきた経

過から、どちらかという高校図書館の現場の考え方を伝えているということになる。

「これからの学校図書館のあり方（最終版）」の表から「根拠（国の動き）」「県の動き」の欄を除き、役割分担に関わる部分のみを抜き出すと、表5となる。職務の項目26のうち、学校司書が「◎：分掌あるいは業務としての仕事」となっている職務は22項目、司書教諭は3項目、分掌担当教員は5項目である。県との交渉過程で、司書教諭は必ずしも図書館の分掌に位置づけなくていいとの確認がされたので、司書教諭より分掌担当教員の方が図書館に関わる仕事が多くなっている。また各教科・科目等での活用に関わる3項目は、教科、学級担当教員の仕事として整理されている。ここで出てくる分掌担当教員は、図書館の仕事を分担する分掌に所属する教員という意味である。

「○：相談・支援、方向性検討」では、学校司書が4項目、司書教諭が7項目、分掌担当教員が12項目である。「○～」の場合も、司書教諭よりも図書館の仕事を分担して行う分掌担当教員の方が多くなっている。「△：必要があれば相談に応じる」11項目は、司書教諭のみとなっている。

司書教諭が「◎～」となっている職務は、「図書、視聴覚委員会（分掌）への参加」「図書館機能充実の方向性企画・校内調整」「学習情報機能の強化—（活用に向けての働きかけ、校内調整）」の3項目である。「図書、視聴覚委員会（分掌）への参加」は、学校司書、司書教諭、分掌担当教員の三者とも「◎～」、「図書館機能充実の方向性企画・校内調整」「学習情報機能の強化—（活用に向けての働きかけ、校内調整）」は、学校司書とともに「◎～」であり、司書教諭が単独で「◎～」となっている項目はない。またどちらかという校内調整的な意味合いの仕事となっている。

これもまた1997年国会審議時の文部省答弁「学校図書館の指導的職務は司書教諭が担当し、学校司書は管理的職務と技術的職務を担当する」とは大きく異なる内容である。司書教諭は「教諭をもつて充てる」充て職なので、学校図書館専任で司書資格を持ち、正規職員の学校司書が定着している高校の図書館においては、司書教諭は実質を伴わない名ばかりの発令になることが多い。現在でも高校の学校司書による学校図書館の実践報告に司書教諭が出てこない、あるいは影が薄いケースがあるのはそのためである。

神奈川県の場合は、司書教諭講習及び発令をスムーズに行うためにこうした役割分担の整理を行ったわけだが、もともと「教諭をもつて充てる」充て職の司書教諭を発令する、言い換えれば学校図書館の実務を担当する図書館専任の「人」が不在の1997年法改正そのものに、原因があったと考えられる。

#### 4.4 2008年長野県高校図書館の業務分担調査 子どもの読書サポーターズ会議役割分担との関連

2009年3月、文部科学省子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」の別紙2「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例〔改訂〕」は、第8回会議（2008年7月）の際の資料「学校図書館スタッフの業務」<sup>66</sup>がもとになって作成された。2008年7月第8回会議の「学校図書館スタッフの業務」と2009年3月報告の別紙2「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例〔改訂〕」は、タイトルの違いや学校司書とボランティアの分担の違いなどがある。しかし、報告別紙2の役割分担例の図からボランティア部分を除いて作成した3.3の表1に関しては、ほぼ共通した内容になっている。違いは「図書資料の受入、装備、保存整理、修繕」の項目が、2009年報告別紙2の図では図書館経営、図書館奉仕両方にかかるが、2008年第8回会議の図では図書館経営に入っていることである。

2008年7月の「学校図書館スタッフの業務」公表を受けて長野県高等学校教職員組合司書部は、11月県内の高校司書に対し、実際の業務がどのようになっているかの調査を行った。長野県の県立高校は、学校司書の配置率は100%<sup>67</sup>である。調査対象校60校中39校の回答。学校司書が有資格、正規職員で配置されている高校図書館での業務の実態が伺われる<sup>68</sup>。調査は司書教諭（あるいは係主任）と学校司書の業務分担の割合を6点満点（司書教諭：学校司書＝0：6 1：5 2：4 3：3 4：2 5：1 6：0のいずれか）で答えてもらうというものである。調査結果は、図と集計結果の表、分担割合（％）の表の三つからなっている。図と分担割合（％）の表をまとめたのが表6である。

（）内の数値は分担割合（％）を示す。

子どもの読書サポーターズ会議で、司書教諭単独の職務として整理された「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「児童生徒図書委員会の指導」「読書指導計画の立案」「情報活用力に関する児童生徒への指導」の5項目については以下のような結果となった。数値は「司書教諭の割合：学校司書の割合」となる。

図書館経営の目標・計画の立案	40：60
図書館年間利用計画のとりまとめ	36：64
児童生徒図書委員会の指導	39：61
読書指導計画の立案	39：61
情報活用力に関する児童生徒への指導	21：79

いずれの項目も、学校司書の方が高い割合となっており、司書教諭単独の職務になっていない。

同様に子どもの読書サポーターズ会議で、学校司書単独の職務として整理されたのが「庶務・会計」「施設設備・備品の維持管理」「図書資料の受入、装備、保存整理、修繕」「図書資料の目録・索引の作成」「図書資料等の展示」「展示・飾付け」「館内閲覧・館外貸出の窓口業務」の7項目である。この7項目については以下のような結果となった。

庶務・会計	0：100
施設設備・備品の維持管理	15：85
図書資料の受入、装備、保存整理、修繕	1：99
図書資料の目録・索引の作成	0：100
図書資料等の展示	2：98
展示・飾付け	2：98
館内閲覧・館外貸出の窓口業務	14：86

7項目中、「庶務・会計」「図書資料の受入、装備、保存整理、修繕」「図書資料の目録・索引の作成」「図書資料等の展示」「展示・飾付け」の5項目に関しては、学校司書単独の職務といえることができる。

ここにあげたほかに学校司書が100%行う仕事は「図書資料の分類」であり、90%以上行う仕事は「図書資料のレファレンス・サービス」「授業のための図書や諸資料の準備」「図書館を活用した調べ学習」である。「図書資料の分類」と「図書資料のレファレンス・サービス」は、子どもの読書サポーターズ会議では、司書教諭・学校司書両者が行う仕事となっている。「授業のための図書や諸資料の準備」「図書館を活用した調べ学習」の2項目は、長野県の調査で新たに加えられた項目である。

	司書教諭	司書教諭・学校司書の両者	学校司書
図書館経営		図書館経営の目標・計画の立案(40:60) 図書館年間利用計画のとりまとめ(36:64) 図書館活動の点検・評価(39:61) 渉外活動(外部との連絡・連携)(39:61) 広報活動(16:84) 施設設備・備品の維持管理(15:85) 図書資料の選定・収集 廃棄決定(20:80) 図書資料の受入, 装備, 保存整理, 修繕(1:99) 児童生徒図書委員会の指導(39:61)※2	庶務・会計(100)※3
図書館奉仕		図書資料等の展示(2:98) 展示・飾付け(2:98) 館内閲覧・館外貸出の窓口業務(14:86) 図書館利用指導・ガイダンス(17:83) 教員向け情報提供・教材等準備への協力(14:86) 図書資料のレファレンス・サービス(6:94)	図書資料の分類(100) 図書資料の目録・索引の作成(100)
※1		読書相談(18:82)	
読書指導		読書指導計画の立案(39:61) 読書指導に関する教員への助言・研修(32:68) 図書の紹介・案内(12:88) 読書活動の企画・実施(32:68)	
教科等指導		学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修(22:78) 授業のための図書や諸資料の準備(6:94) 図書館を活用した調べ学習(7:93) 情報活用力に関する児童生徒への指導(21:79)	

表 6：学校図書館スタッフの業務（長野県の高校図書館の実際）（分担割合を表わす表と図を合わせて筆者が作成） ( ) 内の数値は分担割合（司書教諭：学校司書）（％）

※1 は図書館奉仕，読書指導両方にかかる。 ※2 この項目は 2008 年第 8 回会議「学校図書館スタッフの業務」図では図書館経営，図書館奉仕両方にかかる。長野県作成の図では図書館経営に入っている。 ※3 この項目の位置は図の表示に合わせた。

すべての項目が学校司書，または司書教諭・学校司書両者が行う結果になっており，分担割合も学校司書が 50％を切る項目はない。学校図書館運営の中核に学校司書がいる姿となっている。司書教諭の分担割合が比較的高いのは「図書館経営の目標・計画の立案」40％，「図書館活動の点検・評価」39％，「渉外活動（外部との連絡・連携）」39％，「児童生徒図書委員会の指導」39％，「読書指導計画の立案」39％，「図書館年間計画のとりまとめ」36％の 6 項目である。「情報活用力に関する児童生徒への指導」は，子どもの読書サポーターズ会議で司書教諭単独の職務と整理されているが，21％とそれほど高くない。

この調査は司書教諭に関して，司書教諭（あるいは係主任）として調査しており，必ずしも司書教諭との分担になっていない。有資格・正規職員の学校司書が多い高校の場合は，司書教諭よりも係主任の方が実際に学校図書館の職務を分担している場合がある。調査はそうした事情の反映であると思われる。またサンプル数が 39 と少ないことから，調査結果を文字通り受け取るには難しい面がある。とはいえ，4.3 神奈川県高校図書館の役割分担とあわせてみることによって，高校の司書の職務内容の一端を表わす資料となっている。

## 5 考察



## 5.1 1997年法改正時の職務内容と1997～2005年の文部省・文部科学省の動き

1953年に学校図書館法が成立して以来、何度も学校図書館法改正の動きがあり、附則2項撤廃による司書教諭発令と学校司書の法制化の二つは、その都度法改正の目的となっていた。1997年の法改正は、予算措置を必要とする学校司書の法制化には触れず、司書教諭発令のみを主な内容とする法改正だった。

1997年の法改正時の国会審議の場で、文部省が示した学校司書の職務内容は、現実にはまだ存在しない司書教諭の職務をあげて司書教諭の担当する指導的職務を除いて、技術的職務、管理的職務の学校図書館の「事務」の仕事を担当するというものだった。存在しない司書教諭が指導的職務を担うとするこの説明は、この時期の学校司書の実践に関する書籍（4.1）、2001年の鹿児島県意識調査（4.2）、2002年神奈川県高校図書館の役割分担（4.3）から、学校図書館現場の実態から大きくかけ離れた説明であったことになる。学校図書館の現場では、指導的職務は学校司書が担っていたのである。

この文部省の見解の背景には、第一に学校図書館現場の実態に対する理解不足があり、第二に学校図書館初期の学校図書館の司書の仕事は司書教諭が、事務的な仕事は図書館事務職員が担うとの考え<sup>69</sup>があったと推測できる。さらに第三として、司書教諭が「教諭をもつて充てる」職であることの理解も不足していたのではないかと思われる。

1997年6月法改正後の7月に、文部省は「司書教諭の職務の例」<sup>70</sup>を発表している。この司書教諭の職務は、A 指導的・奉仕的職務7項目、B 管理的職務8項目、C 技術的職務7項目にわたるもので、司書教諭が図書館専任でなければできない内容となっていた。また塩見昇が指摘しているが、この時期、文部科学省サイドの文書等で司書教諭への新たな期待として「メディア専門職」の役割が強調されている<sup>71</sup>。「教諭をもつて充てる」職の司書教諭は、通常の教諭の仕事の上に学校図書館の仕事を担当せざるを得ない。そのうえに情報教育推進のために「子供たちの主体的な学習を支援するとともに、ティーム・ティーチングを行うこと、教育用ソフトウェアやそれを活用した指導事例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助など」<sup>72</sup>の役割が求められた。

これは、「教諭をもつて充てる」職であることの意味を理解しない過剰な期待と言わざるを得ない。

参考までに2014年の文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」において、公立学校の場合、司書教諭発令により授業時数を軽減している学校数の割合は7.2%（12学級以上）と8.5%（11学級以下）、軽減された授業時数の平均は、1.0時間（12学級以上、11学級以下とも）である<sup>73</sup>。1時間の授業時数軽減では、学校司書あるいはボランティアとの打ち合わせで終わってしまうとの声<sup>74</sup>は、うなずける。なお、文部科学省が授業時数を軽減している学校数の割合を調査しはじめたのが2005年調査から、軽減された授業時数の平均を出しはじめたのが2010年度調査からだったので、ここでは最新の調査である2014年度調査のデータを使用した。

司書教諭を発令すれば学校図書館が変わるという過剰な期待があり、一方で学校司書の職務内容を現実とは異なる狭い範囲でとらえる考え方に立っていたのが、この時期の学校司書の職務内容に関する文部省見解であった。当時の文部省は、学校司書について、司書教諭について、学校図書館の現実を全く理解していなかったと思われる。

その後、2005年度の「学校図書館の現状に関する調査」に学校司書の項目が入るまでの文部省・文部科学省（2001年より）が、2003年発令予定の司書教諭と学校図書館ボランティアとで学校図書館を運営するとの方向を示したのも、同様の学校司書、司書教諭についての理解不足があったからではないかと思われる。結果として、学校司書が実質的に学校図書館の運営を担い、実践を蓄積してきた経過・事実は無視されることになった。2005年度の「学校図書館の現状に関する調査」に学校司書の項目が入ることになった理由は、明らかではない。しかし、発令された司書教諭が、学校司書がいるかないかで図書館の仕事の負担が大きく異なることを徐々に理解したのではないか、そしてその理解が広まっていったのではないかと考えることは可能である。

## 5.2 2009年の子どもの読書サポーターズ会議の報告

2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2に示された司書教諭と学校司書役割分担は、1997年時の文部省見解とは大きく変わっている。同じ別紙2の司書教諭・学校司書の説明に

あたる文は次のようになっている。

#### 司書教諭

- ・学校図書館の運営に関する総括
- ・学校図書館を活用した教育活動の企画・指導の実施，教育課程の編成・展開に関する他教員への助言等

学校司書～専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員～

- ・学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務
- ・学校図書館を活用した教育活動への協力・参画<sup>75</sup>

学校司書に関して「学校図書館担当事務職員」と事務職員の語が残っているのは、それまでの経過のなごりであるといえるが、この報告で画期的だったのは、学校図書館の司書にあたる仕事、「学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務」は学校司書が行うと明記されたことである。司書教諭の役割は、「学校図書館の運営に関する総括」と「学校図書館を活用した教育活動」に関わる仕事に限定されている。これはかつての「学校図書館の司書の仕事は司書教諭が、事務的な仕事は学校図書館事務職員（学校司書）が担う」からすれば大きな転換である。

この点については全国学校図書館協議会も同じ理解であったらしく、2013年11月15日付読売新聞「司書の役割 明示必要」の記事に次のような文が載っている。

全国学校図書館協議会の森田盛行理事長は、小学校教員としての経験を踏まえ、「学校司書がいないと司書教諭が司書の仕事を担当することになり、他の先生と図書館を使った授業計画を練り、一緒に授業をやるなど、司書教諭本来の仕事ができない」と指摘<sup>76</sup>。

司書教諭本来の仕事とは何か、の疑問は残るが、司書教諭は司書の仕事は行わないという点については明快である。

2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2では、「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「児童生徒図書委員会の指導」「読書指導計画の立案」「情報活用力に関する児童生徒への指導」の5項目が司書教諭単独

の職務、「図書館活動の点検・評価」ほかの12項目が司書教諭・学校司書両者の職務、「庶務・会計」ほかの7項目が学校司書単独の職務として整理された（表1）。以下司書教諭単独の職務として整理された5項目について検討する。

5項目のうち、「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「読書指導計画の立案」の3項目に関しては、4年後の「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」の第2回会議（2013年8月27日）で、学校司書の委員の発言から司書教諭単独の職務ではないことが明らかになった（3.3に記述）。2001年の鹿児島県意識調査においても、図書館運営計画は司書教諭・学校司書「両者が協力してやる職務」だった（4.2）。2008年長野県高校の業務分担においても両者が行う仕事だった（4.4）。

「児童生徒図書委員会の指導」は、2001年の鹿児島県意識調査で「両者が協力してやる職務」である（4.2）。2002年神奈川県高校の役割分担では「生徒図書委員会への参加、助言」と名称が異なる。内容としてはほぼ同様と考えられ、学校司書と分掌担当教員が行う仕事になっている（4.3）。2008年長野県高校の業務分担で両者が行う仕事だった（4.4）。

「情報活用力に関する児童生徒への指導」は、2001年の鹿児島県意識調査では該当する項目がない。2002年神奈川県高校の役割分担では「情報リテラシー教育の実践」となっている項目をこの内容ととらえれば、教科・学級担当教員が行う仕事であり、学校司書・司書教諭は「相談・支援、方向性検討」にあたる。2008年長野県高校の業務分担では両者が行う仕事だが、分担割合は司書教諭21%、学校司書79%となっており、サポーターズ会議報告別紙2の図と異なり、学校司書の方が高い割合となっている（4.4）。

司書教諭単独の職務として整理された5項目に関しては、まだ学校図書館現場の実態と異なっている。とはいえ、前項で指摘した学校司書・司書教諭についての理解不足は、この報告でほぼ解消されたといえることができる。

### 5.3 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」は、2013年8月に第1回会議、2014年1月第7回会議をもって終了し、3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」を公表した。学校司書法制化の動きが活発になっているさなかの会議だった。この会議は学校図書館担当職員（学校司書）のあり方を検討するもので、報告は、学校図書館担当職員（学校司書）の職務等についての明示という構成になっている。

2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2で司書教諭単独の職務と整理された5項目については、3.4で記述した。5項目のいずれについても、学校司書が教諭ではないという意味で指導の語は使わず、支援として、学校司書の職務に含まれることになった。また学校司書の職務に「教育指導への支援」に関する職務が入ったことは、この報告の大きな特徴であり、ティーム・ティーチングの一員となることも加えられた。

この報告は学校図書館担当職員（学校司書）の職務等を示すものであったが、司書教諭についての言及も存在する。以下に引用する。

- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどるための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の経営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案等に従事する。
- また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。
- 上記2つの職務は、専門的・長期的観点に立つて行うためにも司書教諭が担うことが望ましいが、司書教諭の有資格者が配置されていない場合には、一般の教員が図書館主任として上記の司書教諭の職務を担う<sup>77</sup>。

この報告において司書教諭の職務は、「学校図書館の経営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企

画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案等」ということになるようである。○の2つ目にあがっている「学校図書館を活用した～」の職務は、「期待されている」との表現なので、必ずしも司書教諭の職務としているわけではない。さらに○の3つ目で司書教諭が配置されていない場合は「一般の教員が図書館主任として上記の司書教諭の職務を担う。」とあり、図書館の分掌主任の仕事と重なる内容とも読みとれる。この報告は学校司書の職務内容についても、また司書教諭に言及している部分についても、学校図書館現場の実態に近づいた内容になっている。

しかし、学校司書の雇用の現実をみると、学校司書すべてがこの職務内容を担っているとはいえない実態が存在するのも事実である。この点について報告は以下のように書いている。

○また、学校図書館担当職員の中には、各地方公共団体の採用条件によっては学校教育一般や学校図書館の運営・管理に関する専門的な知識を持たずに当該職に就いている者もあり、現状としては、それらについて教示する先輩職員が校内にいないことが多いほか、研修等の取組も十分には行われていない場合があり、全国的にその資質能力の向上を図るための環境が整備されているとは言い難い<sup>78</sup>。

2014年6月の学校図書館法改正により、学校司書が法律に明記されることになった。この改正は、自治体に対し学校司書を「置くよう努めなければならない。」とするだけで、雇用・勤務の条件、資格について何も規定していない。地方自治体の自主的な取り組みである学校司書配置の現状を認めたにとどまっている。そして学校司書配置の現状（公立学校のみ）は、配置率55.3%、常勤職員数5,164人、非常勤職員数14,139人、常勤の学校司書を配置している学校数の割合15.3%である<sup>79</sup>。雇用・勤務に関しても、資格がない、勤務時間が短い、あるいは2校、3校の複数校を兼務する、ひとりが10数校担当する場合もあるという状態である。2014年法改正時の附帯決議にもあるように「政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事でき

る任用・勤務条件の整備に努めること。（参議院文教科学委員会 2015.6.19）」<sup>80</sup>が大きな課題となっている。

## 6 おわりに

文部省・文部科学省の見解、会議報告における学校司書の職務内容の変化を1997年学校図書館法改正時からたどってみた。学校司書の呼称と職務内容は、1960年前後から司書教諭不在の中で学校図書館運営を担う職員として学校図書館現場で定着していた。ようやく公的に認められたのは、一部不十分な点はあるものの2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告であるといっていだらう。それまでに50年の年月が経過している。1980年代から学校司書の実践に関して、書籍等の出版物で公になっているにも関わらず、これだけの年月を要したことになる。現場実態と職務内容とのずれがここまで放置されてきたことには、文部省の理解不足が大きく作用していた。

2014年「学校図書館担当職員～会議」報告（3月）では、学校司書の職務内容の整理が先に進んだ形になった。その後6月に学校図書館法改正が行われ、この改正法の附則2項により学校司書としての資格の在り方、養成の在り方の問題は、今後の検討に付されることになった。また5.3で記述した学校司書の雇用・勤務条件の問題は、法的拘束力を持たないとされる附帯決議で言及されるにとどまった。一方で学校図書館に学校司書が必要であるとの理解は、法制化されたこともあり、一定程度広まったと考えられる。

文部科学省は2015年8月「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」第1回会議を開催した。その席で文部科学省児童生徒課長及び課長補佐から「民間のノウハウの活用」に言及する発言があった<sup>81</sup>。また委員の一人にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社カンパニー長が名を連ねており、この二つは学校図書館関係者に衝撃を持って受け止められた。現時点では学校図書館の業務の委託者が学校図書館に派遣している者は、学校司書に該当しないと判断になっている<sup>82</sup>。しかし、文部科学省がこの会議の論点の一つに「民間のノウハウの活用」をあげ、会議を構成する委員に業務委託の会社の委員を加えたことは、上記の判断をくつがえす意図があるのではないかと推測できる。今後のなりゆきが懸

念される。

## 注

<sup>1</sup> 水村博昭“学校図書館調査の解説”『学校図書館』No.60, 1955, p. 31

<sup>2</sup> *Ibid.* p. 35

<sup>3</sup> 文部省“資料 学校図書館の現状に関する調査結果の概要”『学校図書館』No.519, 1994, p. 31

<sup>4</sup> *Ibid.* p. 35

<sup>5</sup> 塩見昇『学校図書館職員論』教育史料出版会, 2000, p. 62

広松邦子“IV学校図書館 第三章 学校図書館部会の結成と活動”『近代日本図書館の歩み 本編』日本図書館協会, 1993, p. 385

<sup>6</sup> 松尾弥太郎“学校司書に誇りと自信を”『学校図書館』No.99, 1959. 1, p. 8-10

<sup>7</sup> 水村 *op. cit.* (注1) p. 35

<sup>8</sup> “依然と低い司書教諭の配置率”『学校図書館速報版』1981.6.15, p. 2

“学校図書館の現状に関する調査”『図書館年鑑1982』日本図書館協会, 1982, p. 484

<sup>9</sup> 文部省 *op. cit.* (注3) p. 35

<sup>10</sup> 佐藤三樹太郎“文部省の見解”『学校図書館』No.99, 1959, p. 38-41

<sup>11</sup> 塩見 *op. cit.* (注5) p. 40

<sup>12</sup> 佐藤 *op. cit.* (注10) p. 39

<sup>13</sup> 塩見 *op. cit.* (注5) p. 34

<sup>14</sup> 子どもの読書サポーターズ会議 これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）2009, p. 16 入手先 URL:

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf) (アクセス日: 2015.10.10)

<sup>15</sup> 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査権協力者会議 これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）2014, p. 1 入手先 URL:

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm) (アクセス日: 2015.10.10)

<sup>16</sup> 塩見 *op. cit.* (注5) p. 33

<sup>17</sup> 第百四十回国会参議院文教委員会会議録第十号, 1997. 5. 8, p. 7 及び p. 10-11 入手先 URL: <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/140/170/14005081170010.pdf> (アクセス日: 2015.10.10)

<sup>18</sup> *Ibid.* p. 7

<sup>19</sup> 『全国の学校図書館に人を！の夢と運動をつな

ぐ情報交流紙 ぱっちわーく』梅本恵, No.69, 1999, p. 10-11

20 『変わる学校図書館 PART3』文部省初等中等教育局, 1999

21 *Ibid.* p. 2

22 *Ibid.* p. 4

23 文部科学省『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』(社) 文教施設協会/ポイックス(株), 2001, p.16-17

24 高橋恵美子“文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」の経緯”『図書館政策資料集XV 学校図書館関係資料集2』日本図書館協会, 2015, p. 44-45

25 学校図書館の現状に関する調査(平成17年度調査;平成18年4月発表)入手先 URL: [http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/04/06042518/002.htm](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06042518/002.htm) (アクセス日:2015.10.26)

26 『学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに、未来への扉』文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 2008, p. 7

27 後藤暢“文科省, 公的に「学校司書」という用語を使う—新リーフレット発行—”『ぱっちわーく』No.184, 2008.9.21, p. 1

28 子どもの読書サポーターズ会議 *op. cit.* (注14) 参考資料(別紙2)

29 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議(第2回)議事録 入手先 URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/099/gijiroku/1343718.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/gijiroku/1343718.htm) (アクセス日:2015.10.26)

30 学校図書館担当職員～(報告) *op. cit.* (注15) p. 10

31 *Ibid.* p. 11-16

32 *Ibid.* p. 15

33 *Ibid.* p. 12

34 *Ibid.* p. 15

35 *Ibid.* p. 16

36 塩見昇『教育としての学校図書館』青木書店, 1983

37 塩見昇, 土居陽子『学校司書の教育実践』青木書店, 1988

38 神奈川県高等学校教職員組合図書館教育小委員会『図書館よ, ひらけ! 授業いきいき学校図書館』公人社, 1990

39 全国学校図書館協議会『こんなにイキイキ学校図書館—学校司書の教育活動』全国学校図書館協議会, 1993

40 『本があつて人がいて』編集委員会『本があつて人がいて 岡山市・学校司書全校配置への道』教育史料出版会, 1994

41 塩見 *op. cit.* (注5) p. 108

42 種村エイ子“学校図書館における司書と司書教諭の職務分担”『鹿児島国際短期大学部研究紀要』No.68, 2001. p. 31-51

43 文部省法規研究会“司書教諭の養成・発令の促進”『週刊教育資料』No.536, 1997, p. 39-41

<司書教諭の職務の例>

A 指導的・奉仕的職務

- (ア) 学校図書館・資料の利用指導
- (イ) 児童生徒・教師へのレファレンス
- (ウ) 児童生徒に応じた読書指導
- (エ) 教師の教材準備への協力
- (オ) 図書館内の利用態度の指導
- (カ) 生徒会図書委員の指導
- (キ) 読書会等の行事の指導

B 管理的職務

- (ア) 図書館運営計画の立案実施
- (イ) 組織案の作成と管理
- (ウ) 予算案の編成と支出の調整
- (エ) 施設備品の整備
- (オ) 校長への連絡報告
- (カ) 校内諸組織との連絡協力
- (キ) 公共図書館等との連絡協力
- (ク) 学校図書館の評価と改善

C 技術的職務

- (ア) 図書館資料の選択と構成
- (イ) 分類の決定
- (ウ) 目録の作成
- (エ) 新聞雑誌記事検索の作成
- (オ) 特殊資料の作成
- (カ) 資料内容の研究と紹介
- (キ) 視聴覚資料の管理操作

44 種村 *op. cit.* (注41) p. 37-38

職務内容

A 指導的・奉仕的職務

- ①児童生徒・教師への貸し出し
- ②児童生徒・教師へのレファレンス
- ③オリエンテーションなどによる図書館利用案内
- ④児童生徒への読み聞かせ, ブックトーク
- ⑤図書館だよりの作成
- ⑥図書の時間の指導(小学校のみ), 朝の読書の立案
- ⑦教師の教材準備への協力, 各種ブックリストの作成

- ⑧図書委員会の指導
- ⑨図書まつり，読書会など行事の立案

#### B 管理的職務

- ①図書館運営計画の立案実施
- ②予算案の編成と支出の調整
- ③図書館内備品の整備
- ④校長，校内組織との連絡調整
- ⑤公共図書館との連絡調整
- ⑥各種統計作成，報告
- ⑦親子読書会・ボランティア団体との連絡調整

#### C 技術的職務

- ①図書資料の選択・発注
- ②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架
- ③新着図書案内の作成
- ④テーマ図書資料の展示
- ⑤図書館内のサイン・掲示・レイアウトの決定・実施
- ⑥クリッピングなどの独自資料の作成
- ⑦図書資料の廃棄
- ⑧視聴覚資料・電子メディアの管理・操作

<sup>45</sup> *Ibid.* p. 39

<sup>46</sup> *Ibid.* p. 50 論文本体に注が付されている。注の記載は以下の通り「文部科学省『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』（発行：文部施設協会）平成13年4月」

<sup>47</sup> *Ibid.* p. 50 論文本体に注が付されている。注の記載は以下の通り「日本図書館情報学会研究発表要旨」

<http://plng.p.u-tokyo.ac.jp/jslis/index.html>

<sup>48</sup> *Ibid.* p. 32

<sup>49</sup> *Ibid.* p. 34

<sup>50</sup> 森田盛行 “学校図書館調査（全国悉皆）報告” 『学校図書館』 No.641, 2004, p. 43

<sup>51</sup> 種村 *op. cit.* (注41) p. 40

<sup>52</sup> *Ibid.* p. 42

<sup>53</sup> *Ibid.* p. 42

<sup>54</sup> *Ibid.* p. 43

<sup>55</sup> *Ibid.* p. 47

<sup>56</sup> *Ibid.* p. 40

<sup>57</sup> “4. 学校図書館法改正問題担当活動報告 12. 司書教諭講習に関わる対県交渉” 『学校司書専門委員会活動報告1999年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2000, p. 71-72

<sup>58</sup> *Ibid.* p. 72

<sup>59</sup> “2. 1年間の活動をふりかえて (1) 司書教諭講習・学図法改正の一年” 『学校司書専門委員

会活動報告2000年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2001, p. 5

<sup>60</sup> この運動方針は，日本教職員組合の学校司書が移行してなることを想定した免許制の専任司書教諭制度案による。1986年8月の組合三者による全国学校図書館職員全国集会で提示された。高橋恵美子 “学校図書館法改正運度の歴史とその背景” 『現代の図書館』 vol.32, no.1, 1994, p. 39

<sup>61</sup> “資料編 11月18日 日教組は専任司書教諭をめざします（日教組教育新聞・職場討議資料）” 『学校司書専門委員会活動報告2000年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2001, p. 143-144 文中に「学校司書を専任司書教諭へ＝現職者の移行」がある。神高教組織は日教組に加盟しているのと同じ運動方針となる。

<sup>62</sup> “4. 学校図書館法改正問題担当活動報告 (2) 各論編” 『学校司書専門委員会活動報告2001年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2002, p. 56-57

<sup>63</sup> “2. 1年間の活動をふりかえて (1) 司書教諭講習・学図法改正の一年” 『学校司書専門委員会活動報告2002年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2003, p. 4

<sup>64</sup> “資料編①神高教情報 No.2457” 『学校司書専門委員会活動報告2002年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2003, p. 73

<sup>65</sup> “資料編②神高教情報 No.2485” *Ibid.* p. 75

<sup>66</sup> 学校図書館スタッフの業務（子どもの読書サポーターズ会議第8回会議 H20.7.18 資料4）入手先 URL:

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/001.pdf) (アクセス日: 2015.10.26)

<sup>67</sup> 2010年度（平成22年度）「学校図書館の現状に関する調査」による。2008年度（平成20年度）調査はアクセスできず（アクセス日: 2016.1.3），2007年度（平成19年度）調査では，県別集計がされていない。

平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について 文部科学省児童生徒課. 2011.6.1, p.11 入手先 URL:

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/06/\\_icsFiles/afieldfile/2011/06/02/1306743\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/06/_icsFiles/afieldfile/2011/06/02/1306743_01.pdf) (アクセス日: 2016.1.3)

<sup>68</sup> 長野県高等学校教職員組合司書部 “学校図書館スタッフの業務（長野県の高校図書館の実際）” 2008.11 この資料は県との交渉用に調査，作成したとのことで，長野県県立高校学校司書松井正英氏より筆者が個人的に入手した。

<sup>69</sup> “付録13 小・中・高等学校の図書館の司書および司書補の職務内容” 『学校図書館運営の手び

き』明治図書出版, 1959, p. 459 以下に関連部分を引用する。

「これは昭和 27 年 6 月, 文部省が, 図書館法に基く暫定資格調査のため, 小, 中, 高等学校において, 図書館の司書及び司書補に相当する職務内容として示したものである。学校図書館運営に要する専門的職務内容の輪郭を示したものであるとして, 参考のため収録した。ここで司書とあるのはおおむね今日の司書教諭に, また司書補とあるのは, 図書館事務職員に当るものとみることができる。」

<sup>70</sup> 文部省法規研究会 *op. cit.* (注 42) p. 39-41

<sup>71</sup> 塩見 *op. cit.* (注 5) p. 95-97

<sup>72</sup> “情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて (本文) 第 II 章 3 (4) iv 学校内体制の整備・充実 (司書教諭の役割)” 情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて (情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議 最終報告) 入手先 URL :

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/9808011.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/9808011.htm) (アクセス日 : 2016.1.3)

<sup>73</sup> 平成 26 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について (概要) (2015.12.7 訂正値に修正) 文部科学省児童生徒課. 2015.12.7, p. 3 入手先 URL :

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/\\_icsFiles/afiedfile/2015/12/09/1358454\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afiedfile/2015/12/09/1358454_01.pdf) (アクセス日 : 2016.1.3)

<sup>74</sup> 全国学校図書館協議会『学校図書館』誌の司書教諭等の記事にしばしばこの記述がある。

<sup>75</sup> 子どもの読書～*op. cit.* 参考資料 (別紙 2) (注 14)

<sup>76</sup> “司書の役割 明示必要”『読売新聞』2013.11.15, p. 11

<sup>77</sup> 学校図書館担当職員の～ (報告) *op. cit.* (注 15) p. 7

<sup>78</sup> *Ibid.* p. 19

<sup>79</sup> 文部科学省 *op. cit.* (注 71) p. 5

<sup>80</sup> 参議院文教科学委員会会議録第二十号 平成二十六年六月十九日 p. 29 入手先 URL :

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0061/18606190061020.pdf> (アクセス日 : 2016.1.5)

<sup>81</sup> 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議 (第 1 回) 議事録 2015.8.26 入手先 URL :

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/115/gijiroku/1362935.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/gijiroku/1362935.htm) (アクセス日 :

2016.1.5)

<sup>82</sup> 『改正学校図書館法 Q&A 学校司書の法制化にあたって』学校図書館議員連盟 公益財団法人文字・活字文化推進機構 学校図書館整備推進会議, 2014.7.15, p. 5 以下に関連部分を引用する。

「Q7 学校図書館の業務の受託者が, 学校図書館に派遣している者も, 「学校司書」に該当するか。A7 現在, 一部の自治体では, 事業者が学校図書館の業務を請け負っている事例が散見される。これは, それぞれの自治体が自主的に判断し, 実施していることであるが, 学校図書館法が新たに位置づける「学校司書」として想定する者は, 学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は, 校長の指揮監督下になくことから, 法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。」

会議録 衆議院予算委員会第四分科会

2015.3.10 入手先 URL :

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/003418920150310001.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/003418920150310001.htm) (アクセス日 : 2016.1.5) 小松政府参考人 (文科省初等中等教育局長) の答弁による。以下に関連部分を引用する。

「法改正により新たに位置づけられました学校図書館法上の学校司書は, 学校の設置者が雇用する職員を想定しているものと理解しておりまして, 学校図書館業務を受託する事業者の方が雇用する方は, 学校図書館法上の学校司書には該当しないというふうに理解をいたしております。」

# **Changes of School Librarians' Job Descriptions from 1997 to 2015 in Japan: Examining the Reports of the Ministry of Education, MEXT, and the Actual Job Descriptions**

Emiko TAKAHASHI<sup>†</sup>

<sup>†</sup>Doctor Course, Graduate School of Education, the University of Tokyo

This paper describes the changes of school librarians' job descriptions from 1997 to 2015 by the Ministry of Education, currently called MEXT, in Japan. In the 1950s most schools did not have teacher librarians, but rather had school library staff. Those library staff began to work as school librarians. As the School Library Act had been amended in 1997, teacher librarians were put into schools throughout the country to do library work from 2003. The School Library Act was amended again in 2014, and the word "school librarian" was written into the act for the first time. MEXT occasionally changes of the job descriptions of school librarians, and there are also differences from the actual school librarians' jobs. This paper examines the changes of the school librarians' job descriptions by MEXT, the differences with actual job descriptions, and the meaning of the changes.

Keywords: School Librarians' Job Descriptions, Teacher Librarian, School Library, MEXT